

公益財団法人高知県消防協会弔慰、見舞金規程運用要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人高知県消防協会弔慰金、見舞金規程（以下「規程」という。）による給付について、必要な事項を定める。

(給付の額、対象)

第2条 規程第3条第2号の障害見舞金の給付については、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。）第3条第1項に定める障害等級の区分により次の額とする。なお、障害等級の認定にあたっては、省令第3条第2項の規定を準用する。

- (1) 第1級～第3級 50,000円
- (2) 第4級～第9級 30,000円
- (3) 第10級～第14級 10,000円

2 規程第3条第4号の見舞金給付の範囲については、次の各号により行う。

- (1) 家財の亡失にかかる見舞金給付の対象については、半損以上かつ100万円以上の損害のあった場合とする。
- (2) 家族に死傷者が出たときの見舞金給付については、同居家族に生じた傷疾の程度が10日以上医療を要した場合とする。

(給付金請求)

第3条 弔慰金、見舞金の給付請求をする場合は、別記第1号様式から第3号様式により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。